

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊備二第85号

令和2年3月4日

大規模災害発生時における対処能力の強化について（通達）

大規模災害発生時には、災害の種別、規模等に応じて警察本部、警察署等に所要の規模の災害警備本部等を設置し、当該災害警備本部等の種別に応じ、本職が災害警備活動の指揮に当たるほか、広域緊急援助隊及び緊急災害警備隊（以下「広緊隊等」）が被災地に派遣されることとなる。効果的に災害警備活動を実施するためには、被災状況を可能な限り正確に把握した上で、対処能力を有する適切な部隊を投入することが必要である。そこで、本県警察における対処能力の向上を図るため、別紙を基準に指揮支援班を編成し、下記のとおり、被災地における災害警備活動の強化を図ることとしたので、遺憾のないようにされたい。

なお、指揮支援班員の指定については、別途通達する。

記

1 現地指揮所の設営

大規模災害発生時には、被災地を管轄する警察署が交通規制、問合せの対応で忙殺されていたり、部隊活動を要する場所から遠距離に位置していたりするなどにより、警察署が現地指揮所足り得ない可能性があることから、必要に応じ警察署以外の場所への新たな現地指揮所の設営を遅滞なく判断し、同所において所要の措置を講じる。

2 指揮支援班の派遣

効果的な部隊投入の決定等に資するため、下記の任務を行わせるべく、必要に応じ現地指揮所ごとに指揮支援班を派遣する。

(1) 被災情報の収集・分析

被災地における救出・救助活動等に資するため、被災状況、道路状況等部隊活動に必要な情報を収集・分析すること。

(2) 部隊の選定及び部隊活動計画の策定

指揮支援班は、(1)を踏まえ、部隊装備・技術等を勘案しながら部隊を選定し、部隊活動計画を策定すること。またその際は(4)の関係機関との連携・調整について留意すること。

(3) 部隊活動の報告・記録

最新の被災情報、部隊活動等を把握し続けることが本県警察と警察庁、県及び市町村との連携に重要であることから、指揮支援班は、迅速な報告を徹底するとともに

に確実な記録化に努めること。

(4) 関係機関との連携・調整

大規模災害発生時には、警察のみならず各種機関が災害警備活動に当たることとなる。その際は、県、市等様々なレベルで関係機関同士の連携・調整が図られることとなるところ、指揮支援班においては、被災現場の直近で活動するという特殊性を踏まえ、被災情報、部隊の配置場所等に関し、消防、自衛隊等と必要な連携・調整に努めること。

(5) 被災地を管轄する警察署との連携

災害警備活動現場における広緊隊等の受け入れや活動拠点の確保などについては、被災地を管轄する警察署との調整が不可欠であることから、被災地を管轄する警察署との緊密な連携に努めること。

3 指揮支援班の派遣に関する留意事項

(1) 指揮支援班の人選

ア 指揮支援班の班長の人選

指揮支援班の班長は、警備本部長の命により、指揮支援班の運用はもとより、広緊隊等に対する適切な支援、関係機関との活動調整等を行うことが求められるため、原則として警視以上の階級であって、災害に関する知見や指揮能力等を有する者を警察本部員から人選する。

イ 指揮支援班の班員の人選

指揮支援班の班員は、班長とともに現地指揮に専従する必要があること、班長の指揮を待つことなく自ら判断・指示する可能性があること等から、

- 被災現場で救出救助活動等に当たる部隊の幹部又は隊員を派遣しない
- できる限り多く警部以上の警察官を派遣する

などを考慮し、班員として適切な能力を有する者を警察本部員から人選する。

ウ 連絡員の人選及び派遣

被災地を管轄する警察署長は、指揮支援班と当該警察署との緊密な連携を図るため、当該警察署員から、巡査部長以上の階級であって、適切な連絡調整能力を有する者を人選し、指揮支援班へ派遣すること。

なお、連絡員の人数については、災害の規模や被災地を管轄する警察署の署情に応じてその都度災害警備本部等と調整することとする。

(2) 指揮支援班の要員に関する協議

災害の規模等により、本県警察のみでは十分な人数の指揮支援班を派遣できない場合は、九州管区警察局と指揮支援班の派遣の必要性について協議する。

4 被災情報の収集に関する留意事項

大規模災害においては、災害の規模感を早期に把握することが重要であることから、指揮支援班を通じた被災情報の収集とは別に災害警備本部等から直轄の情報班を必要数被災現場に派遣し、派遣が適切でない場合には同情報班をかかえる情報の集約に専従させるなど、早期に災害の全体像を把握するための能動的な情報収集に努めることとする。

5 教養訓練の実施

指揮支援班として指定された者に対し、2に関する教養訓練を行うこととする。

指揮支援班編成基準

班編制	主な任務
班長	・ 指揮支援班の指揮に当たること
情報収集・計画策定班	・ 被災状況、道路状況等部隊活動に必要な情報の収集及び分析に当たること ・ 部隊の選定及び部隊活動計画の策定に当たること
報告・記録班	・ 被災状況及び部隊活動の報告・記録に当たること
調整班	・ 関係機関との連携調整に当たること
連絡員	・ 被災地を管轄する警察署との連携調整に当たること